

(別記様式第7-1号)意見書が提出されなかった場合の第12条公告(軽微な変更含む。)

塩谷町告示第96号

令和6年1月19日付け塩谷町告示第4号により告示した塩谷農業振興地域整備計画を変更したため、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定により準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、同法第12条第2項の規定により、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月30日

塩谷町長 見形 和久

1 縦覧場所

塩谷町役場 産業振興課 塩谷町大字玉生955番地3

2 縦覧期間

令和6年5月30日以後、常時備え置いてあります。